令和4年1月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。 (発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等に ついては〇で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

- 1. 開催日時 令和4年1月7日(金曜日) 午後1時30分
- 2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室
- 3. 出席農業委員
 - 1番 繁田 富男 2番 島津 益夫 3番 (欠番)
 - 4番 園田 恭子 5番 宿利 浩満
 - 6番 河野千代美(副会長) 7番 安藤 慎八(会長)
- 4. 出席農地利用最適化推進委員
 - 1番 小雲 基廣 2番 長尾亀世美 3番 衞藤 榮一
 - 4番 梅木 隆富 5番 藤原 善和 6番 髙浪 辰雄
 - 7番 高倉 利子 8番 飯田 久夫 9番 秋好 清広
 - 10番 帆足 智己 11番 衞藤 和敏 12番 栁井田英徳
- 5. 議事日程
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について
- 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 報告第1号 200㎡未満の農地を所有者自らが農業用施設用地 とする届出について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について (相続)
- 報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について

その他

6. 出席農業委員会事務局職員

 事務局長
 藤原
 八栄
 主幹(統括)
 井野
 俊夫

 主査
 島津
 智美
 主査
 繁田
 寿美

7. 会議の概要

事務局長

あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

それではただ今より令和4年1月定例総会を開催します。新型コロナウイルス感染拡大の予防のため、消毒・検温・マスクの着用に、引き続きご協力よろしくいたします。

それでは、着席して進めさせていただきます。

安藤会長あいさつをお願いします。

会長

(あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、会を進めさせていただきます。農業委員定数6名に対して、6名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。

また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。

それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長 が議長となります。以後の議事の進行につきましては、安藤会長よ ろしくお願いします。

議長

本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、2番農業委員、4番農業委員よろしくお願いします。

なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見をお願いします。

それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による 許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請です。

番号1、大字森字鹿倉〇〇〇〇番、登記簿地目は田、面積945 ㎡のうち180㎡です。3条の無償移転で、譲渡人は、〇の〇〇〇 さん。譲受人は、〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要 望で贈与です。担当委員は、5番委員です。 番号2、大字山浦字篠原〇〇〇番〇、登記簿地目は畑、面積905㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、4番委員です。

番号3、大字大隈字北園〇番〇、登記簿地目は畑で、面積529 ㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇県〇〇市の〇〇〇〇 さんです。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、1番委員です。

番号4、大字戸畑字山之神〇〇〇番〇外1筆、登記簿地目は田で、合計面積2,360㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、5番委員です。

番号5、大字戸畑字山之神〇〇〇番〇外1筆、登記簿地目は田で、合計面積3,344㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇市の〇〇〇〇さんです。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、5番委員です。

以上、5件です。

議長

それでは 担当委員の説明ですが、

番号1は、議案第2号の番号1と関係がありますので、議案第2号の議事と合わせてのちほど説明します。

番号2を4番委員、

番号3を1番委員、

番号4,5を5番委員、お願いします。

また、農業委員の報告の後に、推進委員、報告をよろしくお願いします。

農業委員

番号2の調査結果を報告します。12月21日、譲受人と、譲渡人の家族と、推進委員と現地を確認しました。土地の所在は、大字山浦字篠原〇〇〇番〇、地目は畑、面積は905㎡です。現地を確認しまして、譲渡人は父から贈与を受けたわけですが、贈与した時も、譲受人が以前から耕作しておりました。今回、売買という形で譲受人に所有権を渡すことになりました。譲受人は3人家族で、トラクター等の農機具もあり、経営面積も40a以上あり、問題ないとの調査結果となりました。以上です。

農業委員

番号3の調査結果を報告します。12月17日、譲受人と、推進委員と現地を確認しました。土地の所在は、国道〇〇〇号線の〇〇〇〇〇〇ところを入って数百メートル行った所です。〇〇公民館のすぐそばです。水稲を中心とした専業農家の譲受人が取得し、耕作する予定です。現況は畑で、家庭菜園と農機具置場にする計画です。権利の内容は所有権の移転で、譲渡人が〇〇県に住んでおり、耕作できないという事情からの農地の異動です。譲受人の耕作面積は40 a 以上あり、通作距離は家の真横なので問題ありません。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農機具の所有状況も田植え機などがあり、農業従事者は本人含め2名おり、取得後の耕作に問題ありません。以上です。

農業委員

番号4と5を合わせて調査結果を報告します。12月23日、番号4の譲渡人と譲受人、推進委員と事務局とで現地を確認しました。土地の所在は、県道から〇〇〇〇〇〇一〇方向に入り、その後200mくらいで左折して下りて行ったところになります。売買による所有権の移転です。今回、譲り受ける田は、譲受人が30年以上賃貸にて耕作しており、3筆は水稲を栽培し、1筆は野菜を栽培する計画です。以前から耕作していたところであり、農機具もあり、耕作には問題ありません。以上です。

議長

それでは、番号2から5について、質疑はありませんか。

事務局

番号3と番号5について、補足説明です。報告第1号で、2a未満の農業用施設の届出があります。どちらも農機具倉庫がすでに建っております。以上です。

農業委員

番号2についてですが、譲受人の○○さんは自分の土地と思っていたところを買うのですか。

農業委員

譲受人の○○さんが自分の土地だと思って畑を作っていたそうです。ところが、譲渡人の○○さんの土地だった。そのことに気が付いたということです。

推進委員

今の説明のとおりなのですが、今度、○○の○○地区でネギを作る計画があり、土地を借りる時に名義が違うと借りられないという

ことになり、名義を変える必要が出てきたということです。

事務局

委員さんたちが説明をしたとおりですが、少し補足です。譲渡人の父と譲受人はともに、この土地が譲受人の○○さんの土地だという認識だったそうです。ただ登記が譲渡人の父についており、それをそのまま生前贈与で子に渡してしまったということです。それを直す、整理するために、今回は有償移転という形ですが、譲渡人から譲受人に所有権を移すということです。

推進委員

まだあの辺りは地籍調査が入っていないのですか。

事務局

入っていないです。

事務局長

農林課の関係の話が出ましたが、大分県は農業生産額が九州で最下位ということで、水田畑作を推進しています。ネギの産出額が県下で50億ほどあります。それを県下全体で100億にもっていこうという推進事業を行っています。玖珠町の中で、ネギの規模拡大をするような土地を探していました。今、〇〇の〇〇一帯がいいのではないかと話をしている所です。その関係の一環でこのようなことが判明したということです。

議長

無いようでしたら採決します。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定よる許可申請の番号2から番号5について、原案どおり、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員

(挙手)

議長

全員賛成です。議案第1号の番号2から5は原案のとおり決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に について事務局説明お願いします。

事務局

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。

番号1、大字森字鹿倉〇〇〇〇番外1筆で、登記簿地目は田、合計面積999㎡です。5条の所有権の移転で、譲渡人は、〇の〇〇

○さん。譲受人は、森の○○○○さんです。転用目的及び転用理由は、農家住宅用地としての転用です。農地の区分は、第2種農地と判断されます。担当委員は、5番委員です。

番号2、大字塚脇字長野原〇〇〇番2で、登記簿地目は畑、面積142㎡です。5条の所有権の移転で、譲渡人は〇〇市の〇〇〇〇 さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、住宅敷地拡張用地としての転用です。平成20年頃から庭として使用しており、追認案件です。農地の区分は、第2種農地と判断されます。担当委員は、6番副会長です。

番号3、大字帆足字西〇〇〇番〇〇で、登記簿地目は田、面積578㎡です。5条の所有権の移転で、譲渡人は、〇〇町の〇〇〇○さん。譲受人は、〇〇町の〇〇〇○さんです。転用目的及び転用理由は、駐車場用地としての転用です。平成13年頃から一部駐車場として砂利を入れて使用しており、追認案件です。農地の区分は、第3種農地と判断されます。担当委員は、7番会長です。

番号4、大字帆足字西〇〇〇番〇で、登記簿地目は田、面積424㎡です。5条の所有権の移転で、譲渡人は、〇〇市の〇〇〇〇 さん。譲受人は、〇〇市の〇〇〇○さんです。転用目的及び転用理由は、一般住宅用地としての転用です。平成13年頃から一部駐車場として砂利を入れて使用しており、追認案件です。農地の区分は、第3種農地と判断されます。担当委員は、7番会長です。

以上、4件です。

議長

それでは、担当委員の説明を

議案第1号の番号1と、議案第2号の番号1の説明を、5番委員、 お願いします。

番号2を6番副会長、お願いします。

番号3,4を私が説明します。

農業委員

それでは、議案第1号の番号1と議案第2号の番号1の調査結果を報告します。12月23日、申請者と推進委員、事務局と現地を確認しました。土地の所在は、玖珠町大字森字鹿倉〇〇〇番外1筆で、面積は999㎡です。現在、傾斜地に建設されブルーシートで屋根を覆われている自宅及び倉庫の建て替えのため、農家用住宅として父から贈与を受けて所有権の移転と転用の申請です。令和4年3月着工の予定です。今回の工事による周りの農地の営農条件を

阻害する要因はありません。また、農業用水路の分断等もありません。○○○○番の残地180㎡は農地として管理していく計画です。以上報告を終わります。

農業委員

番号2の調査結果を報告します。12月22日、申請者の家族と推進委員、事務局と確認しました。土地の所在は、大字塚脇字長野原〇〇〇番〇で、国道から〇〇神社方面に入り、神社の数百メートル手前に位置しております。譲渡人の〇〇〇さんは〇〇県に在住しております。地目は畑、現況は宅地です。面積は142㎡です。転用目的は住宅の敷地の拡張です。平成20年頃より庭として庭木を植え、家庭菜園として利用しています。譲受人の家の前で、人が通れるくらいの進入路しかありません。今回は所有権の移転です。

農業委員

番号3,4の調査結果を報告します。12月27日、申請者とその家族、推進委員、事務局と確認しました。土地の所在は大字帆足字西〇〇番〇〇で、〇〇〇〇から〇の集落方向に数百メートル入った町道に面したところになります。〇〇〇跡地に〇〇〇を建てていますが、そこの臨時駐車場とする予定です。令和4年4月に完成させる予定です。権利の内容は所有権の移転です。

番号4の、○○○番○は、隣接地になります。申請地に一般住宅 を建てる計画です。周辺農地に及ぼす影響は問題ないと思います。 許可が下り次第建設するということです。

推進委員

ここの土地は高速道路が通る前には田として利用していました。 高速道路ができたことで水路がなくなり、川からポンプで上げて何 回か田を作ったようですが、田では難しく、畑として使っていたよ うです。管理していたのも所有者の母が一人で、難しくなったよう です。他の人が借りて野菜を作っていましたが、やはり水がないた め、厳しかったようです。

議長

それでは、議案第1号の番号1及び議案第2号について、質疑は ありませんか。

事務局

 移転ができるということで、このような申請になっております。

番号3,4についてですが、今日お配りした参考資料集をご覧ください。農地法の運用を載せています。この土地は第3種農地という区分になりますが、インターチェンジから300mの範囲内にある農地ということで、この判断となっております。以上です。

推進委員

番号1は、3条では贈与になっていて、5条の所有権移転では贈与とも売買ともなっていないが。

事務局

5条のほうは、通常議案書に贈与とか売買とか入れていないのですが、申請書では親子間で贈与契約を結んでおります。

議長

質疑がなければ採決をとります。議案第1号の番号1と議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請にについて、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。

農業委員

(举手)

議長

全員賛成です。議案第1号の番号1は原案どおり決定します。議 案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原 案どおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、議案第3号、荒廃農地農調査に伴う農地・非農地の判断について、事務局説明お願いします。

事務局

議案第3号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてで す。

農業委員会では、毎年一回農地パトロールを実施しています。今回判断する件については、現在農地パトロールでB判定された農地で、耕作不能な農地にあたります。

番号1、大字日出生字牧ノ原〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇〇で、 登記簿地目は田、合計面積126㎡です。現状は、圃場整備横の残 地が細長くあり、スクリーンのとおり原野の状態です。

番号2、大字日出生字潰シ坂〇〇〇番で、登記簿地目は田、積が419㎡です。〇〇集落内の農地です。現状は、20年くらい管理しておらず、スクリーンのとおり原野の状態です。

番号3、大字山田字赤坂○○○番で、登記簿地目は畑、面積4

1 m²です。○○○集落の上あたりです。現状は、農地の傾斜の土地になっており、スクリーンのとおり原野の状態です。

番号4から、番号11については、大字山下字中ノ原にあり、隣接しています。○○に行く道と○○○に行く道の間にある山です。

番号4は、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 番 \bigcirc で、登記簿地目は畑、面積297 $^{\rm m}$ です。 現状は、スクリーンのとおり木を伐採して、切株がある原野の状態 です。

番号5は、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 番 $\bigcirc\bigcirc$ 、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 番 $\bigcirc\bigcirc$ で、登記簿地目は畑、合計面積297㎡です。現状は、雑木が立っており、スクリーンのとおり原野の状態です。

番号7は、○○○○番○○で、登記簿地目は畑、面積396㎡です。現状は、木は生えておらず、スクリーンのとおり原野の状態です。

番号8は、〇〇〇〇番〇〇で、登記簿地目は畑、面積991㎡です。現状は、木は生えておらず、スクリーンのとおり原野の状態です。

番号9は、○○○番○○で、登記簿地目は畑、面積198㎡です。現状は、木は生えておらず、スクリーンのとおり原野の状態です。

番号10は、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 番 $\bigcirc\bigcirc$ で、登記簿地目は畑、面積195㎡です。現状は、スクリーンのとおり木を伐採して、切株がある原野の状態です。

番号11は、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 番 \bigcirc で、登記簿地目は畑、面積495㎡です。現状は、スクリーンのとおり木を伐採して、切株がある原野の状態です。

番号12、大字古後字小迫〇〇〇〇番で、登記簿地目は田、面積 1,735㎡です。〇〇集落に行く少し手前の土地です。現状は、 一部雑木が立っており、スクリーンのとおり原野の状態です。

番号13、大字古後字小迫〇〇〇〇番で、登記簿地目は畑、面積 2,803㎡です。番号12の隣接です。現状は、スクリーンのと おり木を伐採して、切株がある原野の状態です。

番号1~番号13については、担当農業委員、推進委員に現地を 確認していただいており、非農地の確認をしていただいています。

すべての場所について、非農地化しており、担当農業委員及び事務 局としては、非農地と判断しております。ご審議をお願いします。

議長

それでは、質疑はありませんか。

農業委員

ないようですが、私から質問です。非農地判断を決定して、非農 地通知を送るのですが、そのあとの手続きはどうなるのですか。

事務局

今回、審議し承認された後は所有者に非農地通知書を送らせても らいます。そして、農業委員会が管理する農地台帳から対象地番を 落とします。これだけでは登記地目は変わりませんので、非農地通 知書を持って、法務局で地目変更の手続きを行っていただくという 指導を行うことになります。

議長

無いようでしたら、ご採決をいたします。承認される方は挙手を お願いします。

農業委員

(挙手)

議長

全員賛成です。議案第3号については、原案どおり決定します。 次に、議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、事務局 説明お願いします。

事務局

別冊の議案第4号の最後のページをご覧ください。 利用権設定の新規の 3年未満 が 3件で、面積が 5,771㎡

3年~5年が 20件で、面積が 61, 454㎡ 10年以上が 8件で、面積が 30,712㎡ 合計が31件で、合計面積が 97, 937㎡です。

以上です。

議長

質疑はありますか。

議長

無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手 をお願いします。

農業委員 (举手) 議長 全員賛成です。議案第3号については、原案どおり承認します。 議長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 引き続き、報告事項等について事務局説明をお願いします。 報告第1号、200㎡未満の農地を所有者自らが農業用施設用地 事務局 とする届出が、2件届出されております。内容については、ご一読 ください。 報告第2号、農地法第3条の3条第1項の規定による届出(相続 による所有権移転)が3件、届出されております。内容については、 ご一読ください。 報告第3号、農地法第18条の規定による合意解約が5件、届出 されております。内容については、ご一読ください。 議長 何か質疑はありませんか。 議長 無ければ、協議・連絡事項について事務局説明をお願いします。 (省略) 議長 その他、委員から何かありましたらお願いします。 それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会1月定例総会を閉 議長 会します。